

現 行

Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点【共通】

- (1) 各系統金融機関ごとの全体的な内部管理態勢の確立
 - ① 利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する各系統金融機関ごとの全体的な内部管理態勢の確立に関し、経営管理委員会及び理事会が適切に機能を発揮しているか。
 - ② (略)
 - ③ 法令の趣旨を踏まえた系統金融機関内の実施態勢の構築
 - ア 内部規則等に基づいて業務が運営される<u>ため、研修その他の体制(内部規則等の配付・管理体制を含む。)</u>が整備されているか。
 - ・ 特に、利用者からの苦情やトラブルが多発している場合には、 まずマニュアル等の内部規則等の支所・支店(事務所)に対す る周知徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証 する。

イ (略)

④ 説明態勢

- ア 経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における利用者との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか。(監督指針 II 3 2 1 2(5) を参照)
- イ 利用者からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉 えるにとどまらず、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における 説明態勢の問題として位置付け、可能な限り利用者の理解と納 得を得て解決することを目指したものとなっているか。

改 正 案

Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点【共通】

- (1) 各系統金融機関ごとの全体的な内部管理態勢の確立
 - ① 利用者への説明態勢に関する各系統金融機関ごとの全体的な内部 管理態勢の確立に関し、経営管理委員会及び理事会が適切に機能を 発揮しているか。
 - ② (略)
 - ③ 法令の趣旨を踏まえた系統金融機関内の実施態勢の構築 ア 内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策 (マニュアル等の配付を含む。)が整備されているか。

(削る)

イ (略)

4) 説明態勢

経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における利用者との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか。(監督指針 II - 3 - 2 - 1 - 2(5) を参照)

(削る)

別紙5 系統金融機関向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表) 現 行 案 改 īF (2)~(6) (略) (2)~(6) (略) (7) 苦情等処理機能の充実・強化 (7) 苦情等処理機能の充実・強化 ① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態 ① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢 勢の改善を図る取組を行うこととしているか。 の改善を図る取組を行うこととしているか。 なお、検証に当たっては、特に、監督指針Ⅱ-3-2-1-2(6) なお、検証に当たっては、特に、監督指針Ⅱ-3-2-1-2(6)(取 (取引関係の見直し等の場合の対応)に関する苦情等の取扱体制 引関係の見直し等の場合の対応)に関する苦情等の取扱体制の実効 の実効性に留意するほか、例えば、相談・苦情受付窓口の明示、相 性やⅡ-3-2-6-2(苦情等対処に関する内部管理態勢の確立)に 談・苦情案件処理手順等の策定、相談・苦情事例の蓄積及び分析、 留意する。 相談・苦情処理担当部署の設置を含めた責任の所在の明確化等に も留意する。 ② (略) ② (略) ③「JAバンク相談所」と連携するとともに各地の弁護士会の「仲裁 (削る) センター」における解決に積極的に協力していくなど迅速な紛争解 決に努めるとともに、同種の苦情等の再発防止に努めることとして いるか。

- ④ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態 ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢勢が整備されているか。 が整備されているか。
 - ア 融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対応 態勢が確立されているか。
 - イ 与信取引関連も含め、犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」を的 確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、 機能しているか。

(8) (略)

ア 融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対

イ 与信取引関連も含め、犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」を

的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備さ

応態勢が確立されているか。

れ、機能しているか。

3

大心に 単位 (成成) (7 つ) (1 に) (3 に)	
現 行	改正案
Ⅱ-3-2-1-3 監督手法・対応【共通】	Ⅱ-3-2-1-3 監督手法・対応【共通】
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)
(3) <u>なお、一般に利用者と系統金融機関との間で生じる個別の紛争は、</u> 私法上の契約に係る問題であり、基本的に司法の場を含め当事者	(削る)
間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。	
Ⅱ -3-2-5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦 情処理機能	Ⅱ-3-2-5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢
Ⅱ-3-2-5-1 (略)	Ⅱ-3-2-5-1 (略)
Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点【共通】	Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点【共通】
上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについて	
も検証するものとする。	検証するものとする。
(1) 組織全体の内部管理態勢の確立	(1) 組織全体の内部管理態勢の確立
① 利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する組織全体	① 利用者への説明態勢に関する組織全体の内部管理態勢の確立に
の内部管理態勢の確立に関し、理事会が適切に機能を発揮しているか。	関し、 <u>経営管理委員会及び</u> 理事会が適切に機能を発揮しているか。
② (略)	② (略)
③ 法令の趣旨を踏まえた組織内の実施態勢の構築	③ 法令の趣旨を踏まえた組織内の実施態勢の構築
ア 内部規則等に基づいて業務が運営されるため、研修その他の	ア 内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方
<u>体制(内部規則等の配布・管理体制を含む。)</u> が整備されている	<u>策(マニュアル等の配布を含む。)</u> が整備されているか。
か。	

現 行

改 正 案

特に、利用者からの苦情やトラブルが多発している場合に は、まずマニュアル等の内部規則等の支店・支所に対する周 知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証する こととしているか。

イ~ウ (略)

④ 相談・苦情処理機能と説明態勢の連携

苦情・相談態勢の整備に当たっては、事務処理ミスがあった場合等の手続きが明確に規定され、円滑に処理される態勢が整備されているか。

苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題と して位置付け、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決すること を目指したものとなっているか。

また、組織的に利用者からの苦情等をくみ上げ、業務等の改善が 行われる枠組みが構築されているか。

⑤ 金融商品販売法等を踏まえた対応

農協法第 11 条の2の3、第 11 条の3第2項、信用事業命令第 10 条の3、第 12 条及び第 15 条並びに農中法第 57 条第2項、第 59 条の2、農中法施行規則第 62 条、第 71 条及び第 85 条並びに金融商品販売法等の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融商品販売法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。

(2)~(5) (略)

(削る)

イ~ウ (略)

(削る)

④ 金融商品販売法等を踏まえた対応

農協法第 11 条の2の3、第 11 条の3第2項、信用事業命令第 10 条の3、第 12 条及び第 15 条並びに農中法第 57 条第2項、第 59 条の2、農中法施行規則第 62 条、第 71 条及び第 85 条並びに金融商品販売法等の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融商品販売法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。

(2)~(5) (略)

	は 質指針(本編)(新旧対照表) がねら
現 行	改正案
Ⅱ-3-2-5-3 監督手法・対応【共通】	Ⅱ-3-2-5-3 監督手法・対応【共通】
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)
(3) なお、一般に利用者と系統金融機関との間で生じる個別の紛争は、	(削る)
私法上の契約に係る問題であり、基本的に司法の場を含め当事者	
間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。	
(新設)	<u>Ⅱ -3-2-6</u> 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)
	<u>II-3-2-6-1</u> <u>意義【共通】</u>
	(1) 相談·苦情·紛争等(苦情等)対処の必要性
	金融商品・サービスは、リスクを内在することが多く、その専門性・不
	可視性等とも相俟ってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。この
	ため、金融商品・サービスの販売・提供に関しては、トラブルを未然に防
	止し利用者保護を図る観点から情報提供等の事前の措置を十分に講じ
	ることに加え、苦情等への事後的な対処が重要となる。
	近年、金融商品・サービスの多様化・複雑化により金融商品・サービ
	スに関するトラブルの可能性も高まっており、利用者保護を図り金融商
	品・サービスへの利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事
	後的な対処の重要性もさらに高まっている。
	このような観点を踏まえ、簡易・迅速に金融商品・サービスに関する苦
	情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度(ADRにつ
	いて(注)参照)が導入されており、系統金融機関においては、金融ADR
	制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。
	(注)ADR(Alternative Dispute Resolution)
	訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛

	1首拍虾(小桶)(材IDN照衣)
現 行	改正案
	争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡
	便・柔軟な紛争解決が期待される。
	<u> </u>
	(2) 対象範囲
	系統金融機関の信用事業に関する申出としては、相談のほか、いわ
	<u>ゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のもの</u>
	<u>がありうる。系統金融機関には、これらの様々な態様の申出に対して適</u>
	切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適
	切な内部管理態勢を整備することが求められる。
	加えて、系統金融機関には、金融ADR制度において、苦情と紛争の
	それぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。
	もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有する
	ものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関(注)にお
	いて苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていること
	を踏まえ、系統金融機関においては、利用者からの申出を形式的に「苦
	情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対
	性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。
	11・建統任を翻案し、週切に対処していくことが重要である。
	(注)指定ADR機関とは、農協法第 92 条の8第1項に規定する「指定信
	用事業等紛争解決機関」及び農中法第 95 条の6第1項第8号に規定
	する「指定紛争解決機関」をいう。
(新設)	Ⅱ-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立
	Ⅱ-3-2-6-2-1 意義【共通】
L	

	1 日 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
現 行	改正案
	事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、金融商品・
	サービスへの利用者の信頼性を確保するため重要なものである。系統金融
	機関は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、利用者から
	申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管
	理態勢を整備する必要がある。
	Ⅱ-3-2-6-2-2 主な着眼点【共通】
	系統金融機関が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当た
	り、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているか
	を検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例
	えば、以下の点に留意することとする。
	特に、与信取引及び預貯金・リスク商品等の苦情等対処の検証に当たっ
	ては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に
	応じ、Ⅱ -3-2-1-2、Ⅱ -3-2-5-2を参照する。
	(<u>1</u>) 経営陣の役割
	経営管理委員会及び理事会は、苦情等対処機能に関する組織全
	体的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮している
	<u>か。</u>
	<u>(2)</u> 内部規則等
	① 内部規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処
	理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦
	情等の処理手続(事務処理ミスがあった場合等の対応も含む。)
	を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務
	<u>改善に関する手続を定めているか。</u>

現 行	改正案
	② 苦情等対処に関し内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研
	修その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)により、内部規則等を
	組織内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。
	特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず内部規則
	等(苦情等対処に関するものに限らない。)の支所・支店(事務所)に
	対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証
	<u>することとしているか。</u>
	(3) 苦情等対処の実施態勢
	① 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
	② 利用者からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに
	処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部
	署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握
	に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。
	③ 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発
	生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備し
	<u>ているか。</u>
	④ 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとと
	もに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段(例えば、電
	話、手紙、FAX、eメール等)を設定する等、広く苦情等を受け付ける
	態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等につい
	て広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく
	<u>周知する態勢を整備しているか。</u>
	⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に
	関する法律その他の法令、農林水産分野における個人情報保護に関

	.首拍町(本編)(析旧対照衣)
現 行	改正案
	するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイド
	ライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備している
	<u>か(Ⅱ-3-2-3参照)。</u>
	⑥ 特定信用事業代理業者又は農林中央金庫代理業者を含め、業務
	の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、系統金融機
	関自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処する
	ための態勢を整備しているか(Ⅱ-3-2-4-2(1)⑤、IV-5-2-
	<u>2(9)、V-5-2-2(9)参照)。</u>
	① 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情
	等と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必
	要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態
	<u>勢を整備しているか。</u>
	(<u>4</u>) 利用者への対応
	① 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどま
	らず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ
	利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解
	<u>と納得を得て解決することを目指しているか。</u>
	② 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特
	性にも配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対処の手続の進行に応じた
	適切な説明(例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の
	通知、進捗状況の説明、結果の説明等)を行う態勢を整備している
	<u>か。</u>
	③ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等
	の内容や利用者の要望等に応じて適切な外部機関等を利用者に紹

	L目目型(本権)(利用の対策及)
現 行	改正案
	介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を
	整備しているか。
	なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段(金融ADR制度を含
	む。)は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たって
	は、利用者の選択を不当に制約していないか留意することとする。
	④ 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間に
	あっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、
	適切な対応(一般的な資料の提供や説明など利用者に対して通常行
	<u>う対応等)を行う態勢を整備しているか。</u>
	(<u>5</u>) <u>情報共有·業務改善等</u>
	① 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業
	部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣
	に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られ
	<u>る態勢を整備しているか。</u>
	② 苦情等について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対
	<u>処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、その</u>
	分析結果を活用し、継続的に利用者対応・事務処理についての態勢
	の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備し
	<u>ているか。</u>
	③ 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部け
	<u>ん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。</u>
	④ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防
	止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方
	<u>についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態</u>

	現	行	改正案
			勢を整備しているか。
			(6) 外部機関等との関係
			① 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する
			態勢を整備しているか。
			② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの 手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者から
			の苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性に
			つき組織内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。
(新設)			<u>Ⅱ -3-2-6-3</u> 金融ADR制度への対応
			<u>II-3-2-6-3-1</u> 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場
			<u>合</u>
			<u>Ⅱ-3-2-6-3-1-1</u> 意義【共通】
			利用者保護の充実及び金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上
			を図るためには、系統金融機関と利用者との実質的な平等を確保し、中立・
			公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融AD
			R制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的 立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。
			<u> </u>
			て、主に系統金融機関と指定ADR機関との間の手続実施基本契約(農協
			法第92条の6第1項第8号及び農中法第95条の6第1項第8号に規定す
			る「手続実施基本契約」をいう。)によって規律されているところである。
			系統金融機関においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決

	.首拍町(本補)(利口対照衣)
現 行	改正案
	を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、
	Ⅱ-3-2-6-3-1-2 主な着眼点【共通】
	系統金融機関が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当
	たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備している
	かを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、
	例えば、以下の点に留意することとする。
	なお、「Ⅱ-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」
	における留意点も参照すること。
	(<u>1</u>) 総論
	① 手続実施基本契約
	ア 自らが営む信用事業等(農協法第 92 条の6第5項第2号に規定す
	る「信用事業等」又は農中法第 95 条の6第2項で定義する「農林中
	央金庫業務」をいう。)について、指定ADR機関との間で、速やかに
	手続実施基本契約を締結しているか。
	また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機
	関の設立などの変動があった場合であっても、利用者利便の観点か
	ら最善の策を選択し、速やかに必要な措置(新たな苦情処理措置・紛
	争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など)を講じるととも
	<u>に、利用者へ周知する等の適切な対応を行っているか。</u>
	イ 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行
	<u>する態勢を整備しているか。</u>
	② 公表・周知・利用者への対応
	ア 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号

	11日日11(个佣)(利口对照仪)
現行	改正案
	又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。
	公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスター
	の店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広
	報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。
	仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない利用者
	も想定される場合には、そのような利用者にも配慮することとしてい
	<u>るか。</u>
	イ 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関に
	よる標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効中
	断効等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
	(2) 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項
	系統金融機関が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別
	調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例
	えば、以下の点に留意することとする。
	① 共通事項
	ア 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正
	当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
	イ 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する
	場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶する
	のではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備している
	か。また、可能な限り、その判断の理由(正当な理由)について説明
	<u>する態勢を整備しているか。</u>
	② 紛争解決手続への対応
	ア 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がさ

現 行	改正案
	れた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
	イ 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やか
	に対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検
	<u>証する態勢を整備しているか。</u>
	ウ 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程(農協法
	第 92 条の7第1項、農中法第 95 条の7第1項)等を踏まえ、速やか
	にその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態
	勢を整備しているか。
	Ⅱ -3-2-6-3-2 指定ADR機関が存在しない場合
	<u>II-3-2-6-3-2-1</u> <u>意義【共通】</u>
	金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合において
	も、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められ
	ている。系統金融機関においては、これらの措置を適切に実施し、金融商
	品・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者
	保護の充実を確保し、金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上に努
	める必要がある。
	Ⅱ-3-2-6-3-2-2 主な着眼点【共通】
	系統金融機関が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融AD
	R制度の趣旨を踏まえ、利用者からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規
	模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その
	際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に
	留意することとする。
	なお、「Ⅱ-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」

現 行	改正案
	における留意点も参照すること。
	(<u>1)</u> <u>総論</u>
	① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択
	ア 自らが営む信用事業等の内容、苦情等の発生状況及び事業地区
	等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又
	は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択している
	<u>か。</u>
	<u>a</u> <u>苦情処理措置</u>
	(a) 苦情処理に従事する職員への助言·指導を一定の経験を有
	する消費生活専門相談員等に行わせること
	(b) 自組合又は農中で業務運営体制・内部規則を整備し、公表等
	<u>すること</u>
	(c) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
	(d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
	(e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
	(f) 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用するこ
	<u>Ł</u>
	<u>b</u> 紛争解決措置
	(a) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認
	証紛争解決手続を利用すること
	(b) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
	(c) 弁護士会を利用すること
	(d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
	(e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
	(f) 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用するこ

現 行	改正案
	<u>Ł</u>
	<u>イ</u> 苦情·紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に
	応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う
	態勢を整備しているか。
	利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正か
	つ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人
	であること(信用事業命令第 15 条の3第1項第5号及び同条第2項
	第5号又は農中法施行規則第 71 条の3第1項第5号及び同条第2
	項第5号)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断して
	いるか。
	 エ 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において
	 業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続
	のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行って
	<u>オ</u> 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、利
	② 運用
	ー 解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する
	(2) 苦情処理措置(自組合又は農中で態勢整備を行う場合)についての留

	1目1日41(个柵)(利口外無衣)
現 行	改正案
	意事項
	① 消費生活専門相談員等による職員への助言・指導態勢を整備する
	<u>場合</u>
	ア 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情
	処理に従事する職員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
	イ 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理
	に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活
	<u>用する態勢を整備しているか。</u>
	② 自組合又は農中で業務運営体制・内部規則を整備する場合
	ア 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び内部規則を適切に整
	備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理
	<u>を行う態勢を整備しているか。</u>
	イ 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理にか
	かる業務運営体制及び内部規則を適切に公表しているか。
	周知・公表の内容として、必ずしも内部規則の全文を公表する必
	要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行わ
	れているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理におけ
	る連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であ
	ることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する
	<u>必要がある。</u>
	なお、周知・公表の方法について、Ⅱ -3-2-6-3-1-
	<u>2(1)②を参照のこと。</u>
	(3) 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事
	<u>項</u>

① 周知・公表等 ア 外部機関を利用する場合、利用者保護の観点から、例えば、外部機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について利用者 への周知・公表を行うことが望ましい。 イ 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他 の事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のもので あるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として系統金融機関が利用している外部機関に限らない。)による取扱 いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。 ② 手続への対応 ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。	元 ・ 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 目 1日 2 (个 柵 / 一 (村 口 外 照 久 /)
ア 外部機関を利用する場合、利用者保護の観点から、例えば、外部機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について利用者への周知・公表を行うことが望ましい。	現 行	改正案
機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について利用者への周知・公表を行うことが望ましい。 1 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として系統金融機関が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。 ② 手続への対応 ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 1 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。		① 周知・公表等
への周知・公表を行うことが望ましい。 1 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として系統金融機関が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。 2 手続への対応 7 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 1 苦情処理・紛争解決の手続・の応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 か争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の か争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		ア 外部機関を利用する場合、利用者保護の観点から、例えば、外部
		機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について利用者
の事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として系統金融機関が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。 ② 手続への対応 ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 1 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		への周知・公表を行うことが望ましい。
あるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として系統金融機関が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。 ② 手続への対応 ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。		イ 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他
て系統金融機関が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。 ② 手続への対応 ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 ゴ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争の容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		ー ー の事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のもので
いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。 ② 手続への対応 ② 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		あるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置とし
整備しているか。 ② 手続への対応 ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		
② <u>手続への対応</u> ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の 調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規 則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係 資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部 署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・ 資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に 検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理 由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		ー いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を
ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の 調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規 則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係 資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部 署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・ 資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に 検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理 由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		
調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。 イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		② 手続への対応
則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。		ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の
イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係 資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部 署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・ 資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に 検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理 由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規
資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・ 資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に 検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理 由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		<u>イ</u> 苦情処理·紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係
資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に 検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理 由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部
検討を実施する態勢を整備しているか。 また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理 由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・
また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理 由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に
由について説明する態勢を整備しているか。 ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の		<u>検討を実施する態勢を整備しているか。</u>
ウ <u>紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の</u>		また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理
		<u>由について説明する態勢を整備しているか。</u>
解決案(以下、「解決案」という。)が提示された場合、当該外部機関		ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の
		解決案(以下、「解決案」という。)が提示された場合、当該外部機関
の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整		の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整
<u>備しているか。</u>		<u>備しているか。</u>

************************************	[曾扫卦(本編)(新旧对照表)
現 行	改正案
	工 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとと
	もに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整
	<u>備しているか。</u>
	オ 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえ
	つつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態
	<u>勢を整備しているか。</u>
(新設)	Ⅱ-3-2-6-4 各種書面への記載【共通】
	系統金融機関は、各種書面(預貯金者等に対する情報の提供、特定預
	貯金等契約に関する契約締結前交付書面等)において金融ADR制度への
	対応内容を記載することが、法令上、義務付けられている。それら書面に
	は、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内
	容を記載する必要があるが、例えば、系統金融機関が外部機関を利用して
	いる場合、当該外部機関(苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の
	機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。)の名称及び連絡先な
	ど、実態に即して適切な事項を記載するべきことに留意する。
(新設)	Ⅱ-3-2-6-5 行政上の対応【共通】
	金融ADR制度への対応を含む苦情等対処態勢が構築され機能している
	かどうかは、利用者保護・系統金融機関への信頼性確保の観点も含め、系
	統金融機関の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係
	する内部管理態勢は高い実効性が求められる。
	監督部局としては、系統金融機関の対応を全体的・継続的にみて、業務
	の健全かつ適切な運営を確保するため問題があると認められる場合は、必
	要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 85 条に基づき報告を求め、また、

現 行 案 改 īF 重大な問題があると認められる場合は、農協法第 94 条の2又は農中法第 85 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。さらに、重大・悪 質な法令等違反行為が認められる等の場合には、業務停止命令等の発出 も含め、必要な行政処分を検討するものとする。 この点、指定ADR機関が存在する場合において、系統金融機関に手続 応諾義務等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的 には系統金融機関と指定ADR機関との手続実施基本契約に係る不履行で あるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、監督部局としては、 前述のように、系統金融機関の対応を全体的・継続的にみて判断を行うも のとする。 なお、一般に利用者と系統金融機関との間で生じる個別の紛争は、私法 上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で 解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。 Ⅲ-2 系統金融機関に関する苦情・情報提供等 Ⅲ-2 系統金融機関に関する苦情・情報提供等 Ⅲ-2-1 苦情等を受けた場合の対応【共诵】 Ⅲ-2-1 相談・苦情等を受けた場合の対応【共通】 (1) 系統金融機関に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、 (1) 系統金融機関に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対 行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び農協法 し、行政庁は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明 及び農中法等に基づき系統金融機関の経営の健全性等を確保する する。 ことが行政庁の職務であることを明快に説明するものとする。 その上で、必要に応じ、系統金融機関及び農協系統の相談窓口並び なお、必要に応じ、系統金融機関及び農協系統の相談窓口や金 に指定ADR機関、金融庁の金融サービス利用者相談室を紹介するも 融庁の金融サービス利用者相談室を紹介するものとする。 のとする。 また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が系統金融機関側への 情報提供について承諾している場合には、原則として、当該系統金融機

関への情報提供を行うこととする。

現 行

(2) 系統金融機関の経営の健全性を確保する上で参考になると考えら れるものについては、その内容を記録(様式・参考資料編 様式皿ー 2-1(2)参照) するものとする。

なお、農政局、財務局及び沖縄総合事務局が受けた苦情等におい て、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに農林水 産省経営局金融調整課又は金融庁監督局総務課協同組織金融室 に報告するものとする。また、都道府県においても、都道府県が受け た苦情等のうち、特に有力な情報と認められるものについては、経由 部局を経由して、農林水産省経営局金融調整課に報告するものとす る。

- (3) 農政局(沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下(3)において同し じ。)又は財務局(沖縄総合事務局財務部を含む。以下(3)において同 じ。)は、その管内における1年間の苦情等の件数を、毎年3月末現 在でとりまとめ、これを4月末日までにそれぞれ農林水産省経営局金 融調整課又は金融庁監督局総務課協同組織金融室に報告するもの とする(農政局にあっては様式・参考資料編 様式Ⅲ-2-1(3)参 照。財務局にあっては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 様式Ⅲ-2-1(3)参照)。
- いては、(3)に準じ、取りまとめることが望ましい。取りまとめた場合 は、それを経由部局を経由して農林水産省経営局金融調整課に報 告するものとする。

案 改 īF

系統金融機関に対する監督上、参考になると考えられるものについて は、その内容を記録(様式・参考資料編 様式Ⅲ-2-1(2)参照)するも のとする。

なお、農政局、財務局及び沖縄総合事務局が受けた相談・苦情等に おいて、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに農林水 産省経営局金融調整課又は金融庁監督局総務課協同組織金融室に報 告するものとする。また、都道府県においても、都道府県が受けた相談・ 苦情等のうち、特に有力な情報と認められるものについては、経由部局 を経由して、農林水産省経営局金融調整課に報告するものとする。

- 農政局(沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下(3)において同じ。) 又は財務局(沖縄総合事務局財務部を含む。以下(3)において同じ。) は、その管内における1年間の相談・苦情等の件数を、毎年3月末現在 でとりまとめ、これを4月末日までにそれぞれ農林水産省経営局金融調 整課又は金融庁監督局総務課協同組織金融室に報告するものとする (農政局にあっては様式・参考資料編 様式Ⅲ-2-1(3)参照。財務局 にあっては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 様式・参考 資料編 様式Ⅲ-2-1(3)参照)。
- (4) 都道府県においては、所管する農協の信用事業に関する苦情につ (4) 都道府県においては、所管する農協の信用事業に関する相談・苦情 については、(3)に準じ、取りまとめることが望ましい。取りまとめた場合 は、それを経由部局を経由して農林水産省経営局金融調整課に報告す るものとする。

現 行

Ⅲ-2-2 金融サービス利用者相談室との連携【共通】

監督部局においては、金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。

- ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
- ② 相談室との情報交換

(新設)

Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理

Ⅲ-4-9 議決権の取得制限【共通】

(1)~(2) (略)

(3) 農協法第 11 条の 48 第3項又は農中法第 73 条第7項に定める議 決権の保有制限の例外の対象となる会社のうち、信用事業命令第 34 条<u>第5項</u>第3号及び第5号から第9号まで又は農中法施行規則第 95 条<u>第3項</u>第3号及び第5号から第9号までに掲げる会社の議決権 を、基準議決権数を超えて保有することが認められるのは、当該会 社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づ き保有した場合であることに留意する。

改 正 案

Ⅲ-2-2 金融サービス利用者相談室との連携【共通】

- (1) 監督部局においては、金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。
 - ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
 - ② 相談室との情報交換
- (2) 金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が系統金融機関側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において当該系統金融機関への情報提供を行うこととする。

Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理

Ⅲ-4-9 議決権の取得制限【共通】

(1)~(2) (略)

(3) 農協法第 11 条の 48 第3項又は農中法第 73 条第7項に定める議決権 の保有制限の例外の対象となる会社のうち、信用事業命令第 34 条<u>第6</u> 項第3号及び第5号から第9号まで又は農中法施行規則第 95 条<u>第4項</u> 第3号及び第5号から第9号までに掲げる会社の議決権を、基準議決権 数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。

現 行	改正案
Ⅲ-4-10 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性	Ⅲ-4-10 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性
Ⅲ-4-10-4-2 記載項目についての留意事項【共通】 (1)(略)	Ⅲ-4-10-4-2 記載項目についての留意事項【共通】 (1)(略)
(2) 個別の記載項目についての留意事項	(2) 個別の記載項目についての留意事項
①~⑥ (略)	①~⑥ (略)
(新設)	⑦ <u>手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称及び連絡先が記載されているか。指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容について、実態に即して適切に記載されているか(例えば、外部機関を利用している場合は当該外</u> 部機関の名称及び連絡先など。)。
<u>⑦~⑩</u> (略)	<u>部が成場の行行が及び</u> と高力にな <u>て。</u>